

第5回亘理町農業委員会総会会議録

1. 会議の日時 令和3年5月27日(木) 午後1時30分から午後2時27分

2. 会議の場所 亘理町役場2階大会議室

3. 出席者

(1) 農業委員(15名)

1番	加藤正純	2番	鈴木周吾	3番	遠藤圭一
4番	渡邊喜徳	5番	日下昭一	6番	佐藤利洋
7番	安住政男	8番	齋藤桂子	9番	丸子清
10番	菊池淑郎	11番	安住郁子	12番	齋精一
13番	浅川文義	14番	片平洋之	15番	伊藤富敏

(2) 農地利用最適化推進委員(13名)

16番	古山真	17番	菊地英一	18番	太田匡美
19番	齋藤幸一	20番	大槻久美子	21番	長田邦雄
22番	新田育男	23番	結城美智子	26番	東條茂
27番	小野忠良	28番	鈴木茂利	29番	末木清一
30番	千葉義昭				

4. 欠席者

(1) 農業委員(なし)

(2) 農地利用最適化推進委員(2名)

24番 棟形和徳、25番 南條栄一

5. 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

日程第3 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

日程第4 第3号議案 非農地証明願いについて

日程第5 第4号議案 令和3年度第2号亘理町農用地利用集積計画(案)
について

日程第6 第5号議案 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)

について

6. 事務局

事務局長 山田勝徳、庶務班長 浅井由紀枝

定刻となり、会長あいさつ後、事務局長より出席委員数による総会成立の報告に続き、会議規則第6条の規定により会長が議長となり、開会を宣告する。

議長 それでは、ただいまより第5回亘理町農業委員会総会を開会いたします。まず、経過報告について事務局よりお願いします。

事務局長 経過報告については、お手元に配布した経過報告書のとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。以上です。

議長 次回の総会までの日程は、6月21日に亘理と逢隈で地区委員会、6月22日に荒浜と吉田で地区委員会をそれぞれ予定しております。総会は6月29日の予定でございます。この日は総会終了後に農地パトロール推進会議を予定しております。よろしくお願いします。なお、本日の欠席者については、25番、南條栄一推進委員より欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議事に入ります。日程第1、議事録署名委員の指名ですが、亘理町農業委員会総会会議規則第20条の規定により、議事録署名委員は議長が指名することになっておりますので、9番、丸子清委員、10番、菊池淑郎委員を指名いたします。

日程第2。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請書審議についてを議題とします。担当の地区委員会より説明をいただき、採決することといたします。それでは、吉田地区委員会より説明をお願いします。

14番 (順位1番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第1号議案の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。なお、ご発言の際は挙手のうえ、議席番号を申し上げて頂くようお願いします。

(発言なし)

議長 ございませんか。

(発言なし)

議 長 なければ第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の案件について採決いたします。順位1番の採決を行います。順位1番について許可する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第1号議案の順位1番については、許可することに決定します。以上で第1号議案の審議を終了いたします。
日程第3、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題とします。担当の各地区委員会より一括して説明を頂き、案件ごとに採決することといたします。それでは、亶理地区委員会より説明をお願いします。

2 番 (順位1番について議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。続いて逢隈地区委員会より説明をお願いします。

10 番 (順位2番から順位5番について議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。第2号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

30 番 順位2番は資材置場ということだが、申請地の隣にビニールハウスがあります。碎石と山砂置場に屋根や囲いはするのか教えて欲しい。

議 長 では、事務局より。

浅井班長 山砂置場に屋根の計画はありませんが、周りを囲うので山砂が隣接農地へ飛ぶことはないとのことでした。

30 番 隣の畑に影響なければいいと思います。解りました。

議 長 ほかにご質問、ご意見はありませんか。

(発言なし)

議 長 なければ第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請関係の案件について採決いたします。まず、順位1番の採決を行います。順位1番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第2号議案の順位1番については、許可相当とすることに決定します。

次に、順位2番の採決を行います。順位2番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第2号議案の順位2番については、許可相当とすることに決定します。

次に、順位3番の採決を行います。順位3番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第2号議案の順位3番については、許可相当とすることに決定します。

次に、順位4番の採決を行います。順位4番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第2号議案の順位4番については、許可相当とすることに決定します。

次に、順位5番の採決を行います。順位5番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第2号議案の順位5番については、許可相当とすることに決定します。以上で第2号議案の審議を終了いたします。日程第4、第3号議案、非農地証明願いについてを議題とします。担当の各地区委員会より一括して説明をいただき、案件ごとに採決することといたします。それでは、吉田地区委員会より説明をお願いします。

14 番 (順位1番について議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。続いて逢隈地区委員会より説明をお願いします。

10 番 (順位2番について議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。第3号議案について説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

議 長 ないようですので、第3号議案、非農地証明願いについて、採決いたします。まず、順位1番の採決を行います。順位1番について承認する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第3号議案の順位1番については、承認するこ

とに決定いたします。

次に、順位 2 番の採決を行います。順位 2 番について承認する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 2 番については、承認することに決定します。以上で第 3 号議案の審議を終了いたします。
日程第 5、第 4 号議案、令和 3 年度第 2 号亘理町農用地利用集積計画案についてを議題とします。事務局より説明願います。

浅井班長 (議案書朗読及び補足説明)

議長 第 4 号議案について説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。

(発言なし)

議長 なければ採決に移ります。第 4 号議案、令和 3 年度第 2 号亘理町農用地利用集積計画案については、原案のとおり承認する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第 4 号議案、令和 3 年度第 2 号亘理町農用地利用集積計画案については、原案どおり承認する事に決定いたします。
日程第 6、第 5 号議案、農地等の利用の最適化の推進に関する指針案についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局長 第 5 号議案、農地等の利用の最適化の推進に関する指針案について説明します。農業委員会等に関する法律第 7 条の規定に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定め、公表することと定められております。つきましては、農地等の利用の最適化の推進に関する指針案について本会議の審議に附するものです。

資料を 1 枚めくっていただきます。このことについては、平成 30 年 5 月に 3 年後の平成 33 年度を目標に作成いたしましたが、今回この指針の目標年度となったことから内容の更新を行うものです。更新する内容については、時期や数値以外の項目や記述はほぼ変更はありませんが、時期や数値などについては見直しを行っています。(以下、資料に基づき、見直し箇所について説明)

なお、今回見直しの目標年度が、2 年後の令和 5 年度としていますが、上位計画の期限に合わせたものであるため、この上位計画が延長され

た場合は、目標年度を令和6年度とした更新を行う予定です。

議 長 第5号議案について説明が終わりました。ご質問等はありませんか。
30番 皆さんもご存知のとおり、平坦地の水田では集積が進んでいるが、山沿いのごく小さな農地は集積を凶っても借りる人がいない。そのような土地を圃場整備など大がかりな整備をすれば借りる方がいるかもしれないけれども、そういう土地の所有者の殆どが誰かに耕作してほしいと考えています。それに対してどのように集積するのかは私たちの課題だと言われていることは承知していますが、現状では難しいものがある。そのへんはどうなのでしょう。

事務局長 現状は委員のおっしゃるとおりです。国の推進方向は守るべき農地に重点を置いたもので、平坦地の整備された水田などはそのような対象となっています。今回の指針でも示したとおり、非農地判断により守るべき農地とそうでない農地を区分することとしているのは、そのような国の方針に沿ったものです。面積の小さい農地は借りる人もいないということですが、これらを国の制度などで整備などする場合には、10ヘクタール単位の事業規模が必要になります。国と県からは、人農地プランの話し合いなどに、数年前の法改正で制度化された最適化推進委員の積極的な動きが期待されております。このような問題の解決に向けては、農業委員と推進委員の活躍も必要と考えますが、委員の言われた問題については、今後も機会あるごとに県に要望し続けていきたいと考えています。

議 長 よろしいですか。

30番 解りました。

議 長 ほかにご質問等はありませんか。

(発言なし)

議 長 なければ採決に移ります。第5号議案、農地等の利用の最適化の推進に関する指針案については、原案のとおり承認する事に異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第5号議案、農地等の利用の最適化の推進に関する指針案については、原案どおり承認する事に決定いたします。以上で議案審議は終了いたします。

その他に入ります。委員の皆様から何かありませんか。

(発言なし)

議長 なければ、事務局よりお願いします。

事務局長 事務局から協議事項 2 件、事務連絡が 3 件ございます。

以下、事務局より事務連絡に続き、委員の親睦団体の規約改正に係る協議があり、事務局案が採択された後、会長が閉会を宣言し、14番、職務代理者片平洋之委員が閉会の挨拶をして終了する。

閉会午後 2 時 27 分